

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十二号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二十八号中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

第六十条第一号中「及び第十七号から第二十六号まで」を「、第十七号から第二十六号まで及び第二十八号」に改め、同条第二号中「、第二十八号」を削る。

別表第十五第一号及び別表第十六中「、春日部市」を削る。

別表第二十一の二五の項の次に次のように加える。

一一六	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム
-----	-----------------------------	----------------------

別表第二十三の二七の項中「塩化ビニルモノマー」を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。